

川内原子力総合事務所からのお知らせ（平成25年4月）〔第25号〕

川内原子力発電所で実施しました原子力防災訓練についてお知らせします

当社は、昨年9月に改正された原子力災害対策特別措置法を踏まえ、万が一の事故に備え、国及び関係自治体への通報連絡や緊急時の運転操作等の原子力防災訓練を、本年2月22日に実施しました。

訓練の状況は、関係自治体及び報道機関等に公開しました。

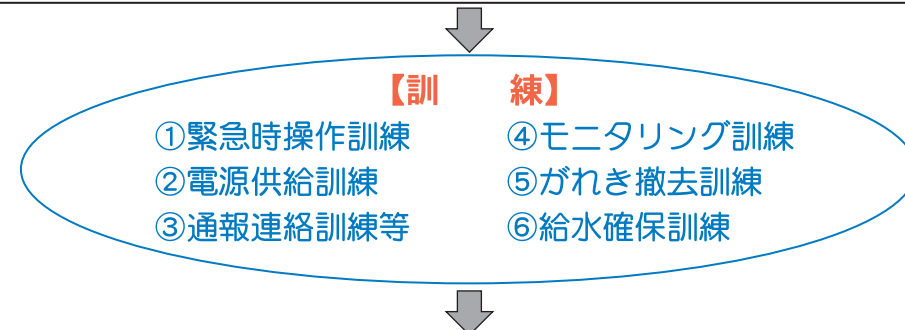
〔訓練概要（実績）〕

今回の訓練は、以下の想定に基づき実施しました。

【訓練の想定】

- 薩摩半島西方沖で、マグニチュード9.0、薩摩川内市で震度7の地震が発生。これにより原子炉が自動停止。
- 非常用ディーゼル発電機による電源供給により、原子炉内の燃料の冷却を行っていたところ、高さ8mの津波※が襲来。
- 津波により、非常用ディーゼル発電機が停止。全ての交流電源がなくなった。
- 交流電源がなくなったことから、原子炉内の燃料の冷却ができなくなり、シビアアクシデント（原子炉内の燃料の重大な損傷に至る過酷事故）に至る恐れがある。

※：今回の訓練では、高さ8mの津波により、原子炉内の燃料が冷却できなくなることを想定していますが、現在、川内原子力発電所では、福島事故を踏まえ、15mの津波高さ（福島原子力発電所を襲った津波高さ）まで、重要機器エリアの浸水防止対策を実施しており、原子炉内の燃料は確実に冷却できます。



【訓練終了】

昨年4月に配備した移動式大容量発電機の稼働による電源供給により、原子炉内の燃料の冷却が可能となり事故が収束。

当社は、みなさまに安心していただけるよう、今後とも、原子力発電所の安全性・信頼性向上に努めるとともに、原子力防災対策に万全を期してまいります。

トピックス 川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法及び国の防災基本計画の改正を受け、通信連絡手段の強化など、防災対策の充実を図り、本年3月18日に原子力事業者防災業務計画※を国へ届出しました。

万一の事故に対する体制としては、当社の原子力事業者防災業務計画と、自治体が策定する地域防災計画とが連携して対応することとなります。

※：原子力災害発生時における防災対策を迅速かつ確に実施できるよう、原子力災害発生時の関係機関への通報や拡大防止対策など、具体的な実施内容を示したものです。

①緊急時操作訓練



中央制御室にて、運転員が原子炉の冷却確保の事故対応操作訓練（模擬）を実施

②電源供給訓練



移動式大容量発電機を使った電源供給訓練を実施

③通報連絡訓練等



耐震性を有した代替緊急時対策所にて、通報連絡訓練や事故収束指揮訓練を実施

④モニタリング訓練



可搬型モニタリング設備を設置し、放射線測定の実施

⑤がれき撤去訓練



津波により散乱しがれきのホイールローダによる撤去訓練を実施

⑥給水確保訓練



仮設ポンプを使った給水確保訓練を実施



お問い合わせ先

川内原子力総合事務所（代表電話：0996-20-4020）
川内原子力発電所（代表電話：0996-27-3111）